資料編

■策定経過

【平成29年度】

年　月	主な取組
平成29年5月8日	愛知大学法学部入江ゼミ生に、市への政策提言のための講義を実施
平成29年7月18日	第２次弥富市総合計画策定における中学生アンケート調査の実施 （市内中学２年生415名に配布、回収率96.9％）
平成29年7月25日	第２次弥富市総合計画策定に係る市長ヒアリング（インタビュー）の実施
平成29年8月1日	第２次弥富市総合計画策定における市民アンケート調査の実施 （市内在住16歳以上の男女3,000名に配布、回収率30.5％）
平成29年8月4日	第１回第２次弥富市総合計画策定研修会（職員向け） 講　師：愛知大学　野田遊 教授 テーマ：総合計画の主要な要素とこれからの行政運営
平成29年8月8日	愛知大学法学部入江ゼミ生が市への政策提言のための現地調査の実施
平成29年8月10日	第１回弥富市総合計画策定委員会 （協議事項） ○第２次弥富市総合計画の策定方針（案）について
平成29年8月25日	第１回弥富市総合計画審議会 ○会長の選任、職務代理者の指名について ○市長の諮問について （報告事項） ○第２次弥富市総合計画の策定方針について
平成29年9月28日	中京大学経済学部釜田ゼミ生に市民ワークショップ参加のための講義を実施
平成29年10月4日	第１回総合計画「市民ワークショップ」の開催
平成29年10月16日	第１回第２次弥富市総合計画策定委員会幹事会 ○施策評価・動向調査シートの取り纏めについて
平成29年10月18日	第２回第２次弥富市総合計画「市民ワークショップ」の開催
平成29年10月31日	第２回第２次弥富市総合計画策定研修会（職員向け） 講　師：名古屋大学大学院　恒川和久 准教授 テーマ：まちづくりとしての公共施設マネジメント
平成29年11月1日	第３回第２次弥富市総合計画「市民ワークショップ」の開催
平成29年11月13日	第２回弥富市総合計画策定委員会 （報告事項） ○基礎資料集について ○市民等アンケート調査結果について （協議事項） ○現行計画の進捗状況の評価等について ○基本構想（骨子案）について
平成29年11月15日	第４回第２次弥富市総合計画「市民ワークショップ」の開催
平成29年12月5日	第２回弥富市総合計画審議会 （報告事項） ○基礎資料集について ○市民等アンケート調査結果について ○現行計画の進捗状況の評価等について （協議事項） ○基本構想（骨子案）について

年　月	主な取組
平成29年12月9日	第２次弥富市総合計画セミナーの開催 ○政策提言 　愛知大学法学部入江教授のゼミ生による市への政策提言 ○市民ワークショップの報告 ○記念講演 　講　師：一橋大学 辻琢也 教授 　テーマ：総合計画と行財政改革～財政状況を理解して実現する～
平成29年12月18日～ 平成30年１月31日	弥富市総合計画愛称（呼び名）・ロゴマークの募集
平成30年1月23日	第３回弥富市総合計画策定委員会 （報告事項） ○基本構想（骨子案）について（継続） ○第2次弥富市総合計画の「将来像」の第1次審査に係る予備審査結果について
平成30年2月26日	第４回弥富市総合計画策定委員会 （協議事項） ○基本構想（素案）について
平成30年3月5日	第３回弥富市総合計画審議会 （協議事項） ○基本構想（素案）について

【平成30年度】

年　月	主な取組
平成30年4月18日	第５回弥富市総合計画策定委員会 （報告事項） ○基本構想（案）について （協議事項） ○基本計画（骨子案）について
平成30年4月24日	第４回弥富市総合計画審議会 （報告事項） ○基本構想（案）について （協議事項） ○基本計画（骨子案）について
平成30年5月1日・2日	第２次弥富市総合計画基本計画作成シートに関する説明会（職員向け）の開催
平成30年5月23日	第２回総合計画策定委員会幹事会 ○基本計画作成シートの取り纏めについて
平成30年7月12日	第６回弥富市総合計画策定委員会 （協議事項） ○基本計画（素案）について
平成30年7月17日	第５回弥富市総合計画審議会 （協議事項） ○基本計画（素案）について

平成30年7月26日	第７回弥富市総合計画策定委員会 （協議事項） ○基本計画（素案）について（継続）
平成30年8月3日	第６回弥富市総合計画審議会 （協議事項） ○基本計画（素案）について（継続）
平成30年8月10日 ～9月10日	総合計画パブリックコメント（基本構想・基本計画）の実施
平成30年9月19日	第８回弥富市総合計画策定委員会 （協議事項） ○総合計画基本計画（案）について（継続） ○総合計画基本構想（案）及び同基本計画（案）のパブリックコメントについて
平成30年10月2日	第７回弥富市総合計画審議会 （報告事項） ○総合計画パブリックコメント（基本構想・基本計画）の結果について （協議事項） ○総合計画基本計画（案）について（継続） ○総合計画答申（案）について
平成30年10月16日	第８回弥富市総合計画審議会 （協議事項） ○総合計画答申（案）について【再協議】
	○総合計画審議会の答申
平成30年12月25日	第２次弥富市総合計画の基本構想を議会に上程
平成31年1月22日	第２次弥富市総合計画の基本構想を原案可決
平成31年2月10日	第２次弥富市総合計画市民説明会の開催

■弥富市総合計画審議会条例

（設置）

第1条　市長の諮問に応じ弥富市の総合計画に関する事項を調査審議させるため、弥富市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条　審議会は、委員20人以内で組織する。

2　委員は、審議会委員として適格であると認められる者のうちから、市長が委嘱する。

3　委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長）

第3条　審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2　会長は、会務を総理する。

3　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条　審議会は、会長が招集する。

2　審議会においては、会長が議長となる。

3　審議会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第5条　審議会の庶務は、総務部秘書企画課において処理する。

（委任）

第6条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和53年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年条例第48号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附　則（平成20年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

■弥富市総合計画審議会委員名簿

（順不同・敬称略）

No.	氏　名	役　職	構　成
会　長	釜田公良	中京大学経済学部教授	学識経験者
職務代理者	入江容子	愛知大学法学部教授	学識経験者
委　員	手嶋正章	名城大学都市情報学部教授	学識経験者
委　員	岡村常良	区長会会長（平成29年度）	地域団体
	戸谷酉次	区長会副会長（平成30年度）	
委　員	鬼頭由美子	女性の会副会長	女性団体
委　員	伊東信行	商工会会長	商工業団体
委　員	八木輝美	社会福祉協議会会長	福祉団体
委　員	竹川常夫	農業委員会会長	行政関係
委　員	鈴木篤	愛知県総務部市町村課市町村行政支援室長	行政関係
委　員	本間士朗	名古屋港管理組合企画調整室計画担当課長	行政関係
委　員	安井和美	あいち海部農協十四山支店支店長(平成29年度)	金融機関
	高瀬勝敏	あいち海部農協十四山支店支店長(平成30年度)	
委　員	大西英一	丸紅株式会社中部支社副支社長	企業関係
委　員	東嶋とも子	愛知県西部防災ボランティアコーディネーターネットワークの会の代表	ＮＰＯ
委　員	佐藤仁志	公募委員	市民
委　員	林伸一	公募委員	市民

■弥富市総合計画審議会傍聴要領

（趣旨）

第1条　この要領は、弥富市総合計画審議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条　傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

（傍聴人の定員）

第3条　一般席の定員は、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定めるものとする。

（傍聴の手続）

第4条　会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

（傍聴券）

第5条　会長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。

2　傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3　傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

4　傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

5　傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

6　傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第6条　次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（1）　凶器その他危険なものを持っている者

（2）　異様な服装をし、若しくは容儀を乱し、又は酒気を帯びていると認められる者

（3）　前2号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱すおそれのある者

（傍聴人の守るべき事項）

第7条　傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

（1）　飲食又は喫煙をしないこと。

（2）　傍聴席から身を乗り出したり、又は物を会場に落下させるおそれのある行為をしないこと。

（3）　携帯電話その他音の発生する情報通信機器の電源を切り、又は音が発生しないように設定すること。

（4）　会場における言論に対して可否を表明したり、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第8条　傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（係員の指示）

第9条　傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第10条　傍聴人がこの要領に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附　則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

■総合計画諮問・答申

【諮問文】

２９弥秘第１４７号
平成２９年８月２５日

弥富市総合計画審議会
会長　釜　田　公　良　様

弥富市長　服　部　彰　文

第２次弥富市総合計画について（諮問）

弥富市総合計画審議会条例第１条の規定に基づき、第２次弥富市総合計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

【答申文】

平成３０年１０月１６日

弥富市長
　服　部　彰　文　様

弥富市総合計画審議会
会長　釜　田　公　良

第２次弥富市総合計画について（答申）

平成29年８月25日付け29弥秘第147号で諮問のありました第２次弥富市総合計画について、本審議会においてこれまで８回にわたる会議を重ね慎重に審議を行った結果、別添の第２次弥富市総合計画（基本構想・基本計画）案につきましては、適当であるとの結論を得たので答申します。

また、市長におかれましては、この答申及び審議会過程で各委員から出された意見を十分踏まえ、第２次弥富市総合計画を決定されますよう要望します。

さらに、人口減少や少子高齢化、多様化する市民ニーズへの対応など、弥富市を取り巻く環境は、大きく変化していく中で、市民の参画と行政との協働による“市民主体”を基本とし『～地域でつくる「人・自然・文化」の調和　輝く未来へ繋ぐまち・弥富～』の実現に努められるよう要望します。

別添
１　第２次弥富市総合計画（基本構想・基本計画）案
２　第２次弥富市総合計画答申にかかる附帯意見
３　弥富市総合計画審議会議事録

【附帯意見】

平成３０年１０月１６日

弥富市長
　服　部　彰　文　様

弥富市総合計画審議会
会長　釜　田　公　良

第２次弥富市総合計画答申にかかる附帯意見

第２次弥富市総合計画（基本構想・基本計画）案につきましては、これまで本審議会において慎重な審議を行ってきました。本計画は、市民ワークショップや学生による政策提言といった市民協働の取組みのもと、市職員の皆さんが自ら素案から策定し、苦心して成案をみたものとなっています。審議会の過程において出された種々の意見についても真摯に受け止め、推敲及び修正に反映していただきました。

弥富市と本審議会の議論は、当初より一貫して進捗管理が必須であり、本計画の実効性を担保するため、着実な進行管理を実施することを前提として審議してきました。

そこで、本審議会は答申にあたり以下の要望を附帯意見として提出します。

記

１　この進行管理は、第２次弥富市総合計画を真に実効性のあるものとするため、定期的に見直し、修正をしつつ、10年間で目指す弥富市の将来像に近づけることを目的として行うこと

その際、基本計画と実施計画との一貫性を確保するため、目的と手段の体系における紐づけができるようにすること、市民協働による計画であることの意義を失わないため、市民による定期的なチェックが行われること、及び職員の参加意識を醸成し、日々の業務の中で常に上位計画を参照することで、目的と手段の体系を意識しつつPDCAサイクルマネジメントを実践することができるようなものとすること

２　上記の趣旨に鑑み、進行管理の過程においては職員による内部評価に加え、市民による外部評価の仕組みと、主に若手職員による組織横断的な研究会及び政策提言会を設け、進捗状況の評価や次期実施計画の修正に反映するなど活用すること

３　上記の目的、趣旨などを踏まえ、今後の進行管理のあり方、仕組みづくりについて審議するための組織（委員会、ワーキンググループなど）を設置すること

■弥富市総合計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条　本市のまちづくりの指標となる弥富市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、弥富市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

（1）総合計画に係る調査・研究

（2）総合計画に係る関係機関との協議・調整

（3）総合計画に係る原案策定

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（委員会）

第3条　委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、構成員以外の者であっても委員長が会議の運営上必要であると認めたときは、委員会に出席させ、意見を求めることができる。

2　委員会に委員長を置き、委員長は副市長とする。

3　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を行う。

4　委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

（作業部会）

第4条　計画案の専門的事項を調査研究するため、委員会に作業部会を設置する。

2　作業部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成し、運営に関する事項は別に定める。

3　作業部会は、必要に応じて委員長が招集する。

（幹事会）

第5条　作業部会の調査研究結果の総括事項について、調査・検討するため、委員会に幹事会を設置する。

2　幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成し、運営に関する事項は別に定める。

3　幹事会は、必要に応じて委員長が招集する。

（庶務）

第6条　委員会の庶務は、総務部秘書企画課において処理する。

（委任）

第7条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年9月14日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年5月10日から施行する。

【別表第1】

◎副市長
教育長
○総務部長
民生部長
開発部長
教育部長
議会事務局長

◎は委員長、○はあらかじめ指名した者を示す。

【別表第2】

生活環境部会	◎環境課長	総務課長	危機管理課長
	土木課長	都市計画課長	
健康・子育て・福祉部会	◎福祉課長	保険年金課長	健康推進課長
	介護高齢課長	児童課長	十四山支所長
	総合福祉センター所長		
教育・文化・スポーツ部会	◎生涯学習課長	学校教育課長	図書館長
	歴史民俗資料館長	教育部次長	
産業・雇用部会	◎商工観光課長	農政課長	開発部参事
都市基盤部会	◎都市計画課長	農政課長	土木課長
	下水道課長	秘書企画課長	危機管理課長
	環境課長	児童課長	開発部次長
協働・行財政部会	◎秘書企画課長	総務課長	庁舎建設室長
	財政課長	税務課長	収納課長
	市民課長	福祉課長	児童課長
	会計管理者	会計課長	議会事務局長
	監査委員事務局長		

◎は作業部会の部会長及び幹事会の幹事とし、秘書企画課長を幹事会の会長とする。

“わたしとみんなの未来計画”

第2次弥富市総合計画 平成31年3月

【発行】弥富市
〒498−8501　愛知県弥富市前ケ須町南本田335
TEL.0567(65)1111
FAX.0567(67)4011
URL.http://www.city.yatomi.aichi.jp
【編集】弥富市　総務部　秘書企画課

YATOMI